鹿児島県公報

平成27年4月17日(金)第3102号の2



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

教育委員会告示

○指定文化財の指定

(文化財課取扱い) 1

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第1号

鹿児島県文化財保護条例(昭和30年鹿児島県条例第48号)第4条第1項,第25条第1項及び第30条第1項の規定により,次の表に掲げる文化財を鹿児島県指定有形文化財,鹿児島県指定無形民俗文化財,鹿児島県指定史跡及び鹿児島県指定天然記念物に指定する。

平成27年4月17日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

有形文化財 (建造物)

名称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考
旧鹿児島刑務所 正門	鹿児島市永吉 一丁目30番1 号	鹿児島市	明治41 (1908) 年に建てられた, 鹿児島県出身の司法技師である山下啓次郎の代表作である。 建築様式はネオゴシック様式で, 明治中・後期の五大監獄(千葉・金沢・奈良・長崎・鹿児島)では, 本県だけが石造である。 西洋中世の城門風の意匠は, 我が国の建築では非常に珍しく, 明治建築の中で
			も際立った貴重な遺産である。

有形文化財 (歴史資料)

名称	所 在 地	所有者又は 管理者	備考
郡山八幡社所蔵 の「焼酎」文字 記載墨書木片	伊佐市大口大 田1549番地 郡山八幡神社	郡山八幡神社	昭和29年~30年の本殿改築・復元工事の際に発見された木片で,裏面に墨書がある。墨書は,永禄2(1559)年の本殿修理に当たった当時の大工が書いたもので,「焼酎」の文字が記載されている。鹿児島には天文15(1546)年に米製の蒸留酒があったという記録があり,それが「焼酎」と呼ばれていたことが,この墨書により確認できる。「焼酎」の文字の初出であることから,文化財的価値が高い。

有形文化財 (考古資料)

名称	所 在 地	所有者又は 管理者	備考
山ノ口遺跡出土品	霧島原番1十二年町鹿町の東海島原番1十二年の東京の一里の一地の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	鹿児島県	錦江町に所在する山ノ口遺跡は、弥生時代中期後半の祭祀的な遺跡である。軽石を円形に並べた遺構が検出され、出土した土器類は完形品が多く、多彩な軽石製品など、通常の遺跡では見られない様相を示している。 土器の型式学的研究や開聞岳噴出の暗紫ゴラが付着していたことから、弥生時代中期後半(約2,100年前)の時期に位置付けられ、河口貞徳氏によって「山ノ口式土器」として型式設定された。軽石
	肝属郡錦江町 城元918番地 錦江町中央 公民館	錦江町	製品には男女の岩偶や勾玉状のものがあり、磨製石鏃は通常より大型品であり、南九州を代表する遺物群である。 鹿児島県立埋蔵文化財センター所蔵の120点、鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵の5点、錦江町中央公民館所蔵の21点を指定する。
銭亀遺跡出土品	熊毛郡南種子町中之上2420番地2南種子中央公民館	南種子町	銭亀遺跡は、約7,300年前の鬼界カルデラ由来の火山灰や火砕流堆積物の下に、旧石器時代の遺物と、縄文時代早期の遺構や遺物が確認されている遺跡である。旧石器時代の種子島は、我が国の細石器文化圏最南端の地域であり、細石刃などが出土した銭亀遺跡が、その南限である。 さらに、接合資料により、円礫を分割し、割り取った素材から船野型細石の地域を製作する基本的工程が復元でき、他地域との技術の比較も可能となった。本遺跡出土品は、我が国の細石器文化圏最南端の様相を明らかにする貴重な資料である。 旧石器時代の石器と接合資料29点を指定する。

無形民俗文化財

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備考
日手久立踊 (八月踊り)	大島郡伊仙町	目手久民謡	伊仙町目手久で伝承されている八月踊りは、立踊とも呼ばれ、旧暦7月の浜下り、集落の祭り・行事や祝い事の際に踊り継がれている。
	目手久	保存会	男性が内側、女性が外側となる円形の隊列で踊られ、太鼓の響き、男女の声の重なり、テンポの加速が特徴である。歌は男性が歌い出し、女性へと歌い継ぎ、

この間一貫してテンポを上げていき,上
がりきったところで太鼓の乱打とともに
終わる。
伊仙町の目手久集落を中心に, 昭和44
年に結成された保存会が伝承している。

史跡

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備考
岡野窯跡群	伊佐市菱刈市山2033番地10	大山正貴	岡野窯跡群は、9世紀頃の須恵器窯跡で、2地点4基が確認されている。県内に所在する須恵器窯跡で、窯構造の詳細が判明しているのは岡野窯跡群だけである。 古代の須恵器は、政庁や国分寺などで使用される道具として、政治体制の管理下で製作されたと考えられ、当時の社会状況を考察する上で貴重な遺跡である。
立切遺跡	熊毛郡中種子 町大字坂井字 今平2876番地 1など計40筆 (別表)		種子島の中央部に所在し、約35,000年前の火山灰層の上下に、後期旧石器時代初頭の遺構や遺物が良好な状態で残されている。 遺跡からは、落とし穴とみられる土坑のほか、生活を示す炉跡(焼土跡)や礫群、植物加工具や伐採具などの石器が広い範囲で見つかっている。また、植物遺体の分析からは、照葉樹林の存在も推定されている。 これらのことから、立切遺跡は後期旧石器時代初頭の生活文化を面的に残し、また当時の植生を考察する上で貴重な遺跡である。

天然記念物

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備考
薩摩隕石	鹿児島市城山 町1番1号 鹿児島県立博 物館	鹿児島県	薩摩隕石は、明治19 (1886) 年10月26 日午後3時ごろ、県北部の伊佐地方に落 下した一群の隕石で、そのうちの一つが 鹿児島県立博物館に所蔵されている。 薩摩隕石の組成は石質隕石のコンドラ イトで、カンラン石及びシソ輝石を多く 含むLタイプと呼ばれるもの表面は濃い 合むLタイプと呼ばれるもの表しまで 別島県立博物館所蔵の標本であり、内部は 明灰色で球粒が点在している。なお、 押しつけたようなくぼみがある。なお、 明灰色で球粒が点在している。なお、 で 本の一部は研究用に切断されてし、国際 名称は「九州隕石」と呼ばれる。 本標本 は、平成13 (2001) 年に国外から買い戻

			したものであり、鹿児島県内唯一の薩摩
			隕石である。
花瀬の石畳	肝属郡錦江町 田代川原地内 雄川(下記 に掲げる地	鹿児島県	大隅半島南部の雄川で河床が石畳のようになっている景勝地である。古くから多くの観光客で賑わい、その景観は「三國名勝圖會」にも記されている。
	域)		石畳は阿多火砕流の溶結凝灰岩で、幅 100メートル、距離 2 キロメートルにわ たっている。 このような景観は、鹿児島県内ではほ かに例がない。地質学的に特異な地形地 質は、カルデラを形成するような大噴火の様相を知る上で学術的に貴重である。

記

雄川 上流限:右岸同町田代麓字刈切5217番と田代麓字川床5195番1の境界の西端,左岸同田代川原字楠ハエ4221番の右岸の境界の向かい側

下流限:右岸同町田代川原字川前4106番と田代川原字川前4104番7の境界の西端,左 岸同田代川原字川床平6495番の右岸境界の向かい側

上流限と下流限に囲まれた地域

別表

所 在	地	所有者氏名	管理者氏名
熊毛郡中種子町			
大字坂井字今平	2876番地 1	長瀬 幸子	
	2877番地	黒木 壽	
	2878番地	河内 時和	
	2880番地	鹿児島県	中種子町土地改良区
	2883番地	古市 秀彦	
	2884番地	下村 英雄	
	2885番地 2	古市 斉	
	2885番地 5	同上	
	2880番地地先	中種子町	
	2880番地地先		中種子町土地改良区
大字坂井字大津保畑	2933番地 6	国土交通省	鹿児島県
	2938番地 6	提隆	
	2944番地 1	国土交通省	鹿児島県
	2945番地 5	同上	同上
	2935番地 1	本村農事實行組合	
	2936番地 1	向井 イズ	
	2937番地 1	南 久子	
	2938番地3	提隆	
	2938番地 6 地先	中種子町	
	2938番地 6 地先	同上	
	2933番地 6 地先		鹿児島県
大字坂井字立切	2977番地	西村 忠廣	
	2978番地 1	向井 次男	
	2978番地 2	同上	
	2979番地 3	西村 忠廣	
	2979番地 4	下村 康子	
	2980番地 3	同上	

鹿 児 島 県 公 報 平成27年4月17日(金)第3102号の2

	2980番地 4	同上	!	1
	2980番地 5	同上		
	2981番地 2	向井 忠子		
	2981番地3	同上		
	2984番地49	中種子町		
	3000番地	向井 末徳		
	2978番地1地先	中種子町		
	2935番地1地先	同上		
大字坂井字中畠	3001番地3	向井カヅエ		
	3001番地3地先	中種子町		
大字坂井字高峯	3033番地 1	向井 尊磨		
	3033番地 2	中種子町		
	3033番地2地先	同上		